

告示

埼玉県告示第千四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新江川土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
同	須藤 謙一	同 酒巻千九百八十三番地八
同	坂本 雅一	同 南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 国悦	同 同 七百四十一番地五
同	佐野 勉	同 同 二千五百五十二番地
同	吉田 憲治	同 北河原百九十六番地五
同	大山 雅之	同 酒巻千五百五十九番地
同	細井 清隆	同 犬塚六百八十二番地
同	今村 政夫	同 南河原九百二十番地
同	島沢 一雄	同 犬塚千二百五十六番地
同	中村 育雄	同 南河原二千六百七十三番地口号
同	大屋 寛	同 犬塚七百三番地
同	吉永 二郎	同 酒巻千九百八十番地一
同	中丸 伊佐夫	同 南河原二千六百六十九番地
同	金子 正義	同 酒巻千八百九十七番地
監事	吉田 勝伸	同 北河原九十八番地
同	江袋 年史	同 中江袋九十七番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
同	須藤 謙一	同 酒巻千九百八十三番地八
同	坂本 雅一	同 南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 芳造	同 同 七百三十二番地
同	佐野 勉	同 同 二千五百五十二番地
同	吉野 三三	同 犬塚五百九十九番地二

